

令和2年7月

# 定例会会議録

高幡広域市町村圏事務組合

令和2年7月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

日 時 令和2年7月10日（金）午前10時2分 開議

会 場 津野町役場 2階 第1会議室

議事日程

（新議員の紹介）

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 議案

議案第12号 専決処分の承認について（令和元年度負担金額の変更）

議案第13号 令和元年度高幡広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について

議案第14号 令和2年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）  
について

第5 副管理者の選挙

---

出席議員	1 番	大崎 宏明
	2 番	松岡 哲也
	3 番	森 武士
	4 番	下元 昇
	5 番	池田 洋光
	6 番	中城 重則
	7 番	土釜 清
	8 番	吉田 尚人
	9 番	池田 三男
	10 番	大崎 公孝

---

執行機関出席者	管理者	楠瀬 耕作
	副管理者	中尾 博憲
	会計管理者	國澤 豊

---

事務局職員出席者	管理局长	柴野 博行
	事務局長	福井 弘樹
	係長	野村 恵里
	事務補助員	濱口 恵子

---

午前10時2分 開議

◎議長（中城 重則 君）

ただいまから会議をひらきます。

このたびの豪雨によりまして、九州をはじめとして、各地で甚大な被害が発生をしております。被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うところです。

会議に先立ちまして、ご報告をいたします。

今期定例会に付議するため、議案第12号から議案第14号の3議案の提出がありまして、その写しを過日お手元に配付いたしております。

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和2年7月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、新しく当組合議会議員となられました方をご紹介いたします。

前須崎市副市長の任期満了に伴いまして、4月1日から須崎市副市長に就任されました、松岡哲也さんをご紹介させていただきます。松岡さん、挨拶を。

◎議員（松岡 哲也 君）

紹介いただきました、松岡です。高幡の発展に精一杯取り組みますので、どうかよろしく願いします。

（ 拍手 ）

◎議長（中城 重則 君）

はい、ありがとうございました。

続きまして、当組合会計管理者をご紹介いたします。4月1日から当組合会計管理者に選任をされました、國澤豊さんをご紹介させていただきます。挨拶を。

◎会計管理者（國澤 豊 君）

はい。4月1日より、会計管理者を拝命いたしました、須崎市会計管理者の國澤と申します。高幡5市町のですね、発展に向け、微力ではございますけれど、皆様にご指導いただきながら、職責を務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（ 拍手 ）

◎議長（中城 重則 君）

日程第1、議席の指定を行います。

ただ今ご紹介いたしました、松岡哲也さんを2番議席に指定いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長(中城 重則 君)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第62条の規定によりまして、4番下元昇さん、5番池田洋光さんを指名いたします。ご両人はご了承願います。

日程第4、議案第12号から議案第14号を一括議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

議長。

◎議長(中城 重則 君)

楠瀬管理者。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

はい。皆さん、こんにちは。本日は、議員の皆様方におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席をいただきまして、7月定例会が開会できますことを、厚くお礼申し上げます。

また、本日はこの議場を提供していただきました、津野町池田町長をはじめ、皆様方には何かとご配慮いただきましてありがとうございます。

さて、先般ご紹介のありました、松岡須崎市副市長、國澤会計管理者におかれましては、今後とも、高幡圏域の地域振興のため、ご指導いただきますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

さて、本定例会には、専決処分の承認、令和元年度高幡広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定、令和2年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算の3議案を上程いたしておりますが、その趣旨説明と若干のご報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に猛威を振るい、高知県でも74人の陽性患者が発生し、3名の方がお亡くなりになりました。この感染症により、多くの方の生命が脅かされる危機的な事態ではありましたが、高幡圏域におきましては、構成市町の積極的な取り組み、そして住民の高い意識により、感染防止に努めていただきまして、現在も感染者が確認されることなく推移しております。改めて、構成市町の取り組みに感謝し、心よりお礼を

申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は、経済活動や社会情勢に大きな打撃を与えるとともに、圏域に住まわれるすべての方の生活態様に大きな影響を及ぼしてきたところであります。中でも、宿泊業や観光業、飲食業、旅客運送業をはじめ、すべての経済活動が弱くなっており、かつてない危機的な状況となっております。

今回の一般会計補正予算には、構成市町独自の経済対策に加えまして、高幡圏域でひとつになって行う対策といたしまして、奥四万十・じも旅キャンペーンを提案してございます。新型コロナウイルス感染症に係る観光産業への対策として、この夏から早急に実施する必要がありますことから、財源については、取り急ぎ、組合の基金をもって確保し、事業を開始することとしていところでございますが、構成市町におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金を財源としていただき、市町の9月議会定例会までに、当組合への負担金を予算化していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。後ほど、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ふるさと市町村圏事業について、でございます。まず、高幡中学生海外研修事業について、でございますが、令和元年度は12名の参加があり、これまでに377名の圏域の中学生が海外研修に参加し、事業の目的でございます、広い視野を持った国際交流、また地域リーダーの育成という人材育成に取り組んできたところでございます。本年度も引き続き、カナダへの研修を8月4日からの渡航で計画していたところでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、残念ながら中止としたところであります。

また、青少年育成交流事業につきましても、7月下旬、8月中旬、12月に開催する予定でありましたけれども、学校の休業に伴う夏休み等の返上等による授業時間の確保等の対応があるなかでの実施は難しいことから中止としております。

次に、須崎斎場について、でございます。昨年度は、利用実績といたしましては、須崎市が317件、津野町が96件、その他の市町村が149件で、合計562件、昨年より4件少なくなりましたが、使用料収入につきましては、29年度から4千万円を超えているところでございます。施設の維持管理としまして、本年度は従来より計画的に行っている火葬炉の修繕工事、4基ある中の4基目を行うこととしております。年内に完成する予定であります。

次に、介護認定審査会、障害支援区分認定等審査会の運営事務についてで、ございます。昨年度は、介護認定審査会が3,851件、障害支援区分認定等審査会が196件、合計で3,894件の2次判定を行っております。審査員の皆さんには、ご苦勞をお掛けいたしておりますが、経費も最小に抑えながら、円滑な運営に努力しておるところでございます。

次に、広域観光について、でございますが、平成30年度から、奥四万十観光協議会に対する負担金という形で取り組んでおり、本年度が3年目となります。本年度は、県外の旅行商談会への参加などのセールス活動は、時節柄、自粛しておりますので、現在は、情報発信の基盤となりますホームページのリニューアルに取り組んでおります。

また、先ほど紹介させていただきました、奥四万十・じも旅キャンペーンの受託事業者を担っていただきまして、高幡圏域の観光産業に係る経済回復、そして、引き続き高幡圏域の広域観光を推進していきたいと考えております。

次に、婚活事業ですが、平成24年度から開始し、本年度で9年目を迎えたところでございます。昨年度は、共通の趣味、話題をテーマに婚活パーティを2回開催したところでございますが、須崎市で35名、四万十町では22名の参加がございまして、トータルで11組のカップルが成立したようでございます。今後の発展に期待をしているところであります。

また、本年度の開催にあたりましては、現在、県内で6月下旬から徐々に開催されているようですが、不特定の方との交流になりますので、その不安感から定員に達してないなどで中止となっている事例が見受けられます。もう少し様子を見て、その参加状況等を参考にしながら、実施したいと考えております。なお、時期が遅れると開催が1回になるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思っております。

次に租税債権管理機構について、でございます。昨年度は、7市町から400名、約1億9千7百万円を受託しまして、徴収額は約1億百万円と、徴収率は過去最高の47.7パーセントとなりました。本年度も400名を受託して取り組みますが、皆様もご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言に伴う自粛要請に関連し、税制面においても国の方から徴収猶予などの特別対応を行うよう通知が出されております。機構においても、既に3月頃から、新型コロナウイルスによる減収などから分納額の減額や納付猶予の要望が多く出されており、現在まで原則として、滞納処分も見送っております。徴収金額では厳しい年になりそうですが、やむを得ない事情ですので、ここの状況を見極めながら適切な滞納整理に取り組んで参ります。

以上、本議会に提案しております議案につきましては、構成市町の企画担当課長会及び副市町長会のご審議を経まして、ご提案させていただいているものでございます。詳細につきましては、事務局長及び管理局长からご説明申し上げますので、適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（中城 重則 君）

はい、ありがとうございました。

続いて、議案の説明を求めます。福井事務局長。

◎事務局長（福井 弘樹 君）

はい。それでは、7月定例会の議案につきまして、説明いたします。

議案第12号専決処分の承認について、地方自治法第292条により準用される同法第179条第1項の規定に基づき、別紙の事件につき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求めるものです。

3ページをご覧ください。令和2年3月31日に、令和元年度負担金額の変更について専決処分をしました。その変更の内容ですが、4ページ、令和元年度一般会計関係市町別負担金変更表をご覧ください。こちらは一般会計となります。令和元年度の事務事業かかる構成市町の負担金を精算し、減額となる負担金については、構成市町に還付を行い、ゼロ精算を行っております。

一般会計の組合維持管理関係負担金ですが、これは議会運営と事務局の運営費に対する5市町の負担金であります。変更前1,525万4,000円に対し、変更後1,423万9,430円、101万4,570円の減額であります。

次のふるさと市町村圏事業関係負担金につきましては、元年度は発生しておりません。

次に介護認定審査会関係負担金ですが、こちらは変更前1,965万1,000円、変更後1,784万1,331円、180万9,669円の減額となっています。

次に障害支援区分認定等審査会関係負担金は、変更前114万2,000円に対し、変更後102万1,358円、12万642円の減額となっています。

次に、中段の須崎斎場関係負担金ですが、元年度は発生しておりません。

須崎斎場は、関係市町が須崎市と津野町ですが、施設整備費、維持管理費ともに負担金の徴収ではなく、火葬等の使用料収入と、これらを積み立てた須崎斎場調整基金を財源として、運営をしております。以上が、一般会計負担金の説明となります。

また、この負担金の部分につきましては、次の議案第13号で再度ご説明させていただきます。

◎管理局长（柴野 博行 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

はい、柴野管理局长。

◎管理局长（柴野 博行 君）

はい。同じく専決処分にかかる、管理機構の特別会計の負担金等変更についてご説明いたします。一般会計と同様に歳出金額の確定に伴い、すでに頂いている負担金及び受託事業収入金を確定させ、ゼロ精算するものであります。

5ページをご覧ください。負担金、受託事業収入金の各市町別金額は記載のとおりで、説明は省略させていただきますが、合計では当初4,880万円が、確定で44,764,812円となり、約400万円のマイナス相当分を各市町に還付をいたしております。以上でございます。

◎事務局长（福井 弘樹 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

はい、福井事務局长。

◎事務局长（福井 弘樹 君）

続きまして、6ページ、議案第13号令和元年度高幡広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について、地方自治法第292条により準用される同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求めるものです。

決算の内容につきましては、決算書の方で説明しますので、別冊令和元年度歳入歳出決算書をご覧ください。

まず、決算書の1ページ目ですが、令和元年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決



算書、決算額がそれぞれ、2億822万5,069円。差引残額0円となっております。

繰越明許費にかかる翌年度に繰越すべき財源、基金繰入金、翌年度への繰越金とも0円となっております。

次に、2ページから3ページですが、歳入の款項の区分ごとに予算現額から予算現額と収入済額との比較までを記載したものです。予算現額の歳入合計額2億2,161万円、調定額、収入済額とも2億822万5,069円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、予算現額と収入済額との比較は、1,338万4,931円となっております。

次に、4ページから5ページですが、歳出の款項の区分ごとに予算現額から予算現額と支出済額との比較までを記載したものです。予算現額の歳出合計額2億2,161万円、支出済額2億822万5,069円、翌年度繰越額0円、不用額、予算現額と支出済額との比較とも1,338万4,931円となっております。歳入歳出差引残額0円であります。

歳入、歳出の詳しい内容につきましては、次ページ以降の事項別明細でご説明しますので、6ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項1目組合運営費負担金ですが、先程の議案第12号の専決処分に出てきました負担金です。1節の組合維持管理費関係から3節の障害支援区分認定等審査会負担金まで、それぞれ精算をしております。

次に、2目介護運営費負担金につきましては、須崎市福祉事務所から委託を受け審査した1件分4千円の負担金収入がっております。

次に、2款使用料及び手数料ですが、1項1目の衛生使用料につきましては、須崎斎場の使用料の562件で4,011万5,000円。

3目の総務使用料ですが、よさこいケーブルネットからの用地使用料として、1,500円の収入となっております。

次に、8ページ、9ページですが、3款県支出金、2項1目社会福祉費県委託金につきましては、須崎福祉保健所から委託を受け介護認定審査をしたもので4件分の、1万6千円の収入となっております。

次に、4款財産収入、1項1目基金運用収入につきましては、10億円の国債での運用収入1,700万円と、昨年12月に行いました国債の買替による国債運用収入の6,015万3,425円、ふるさと市町村圏基金、須崎斎場調整基金それぞれの利子収入が32万752円となっております。計7,747万4,177円となっております。

2目の利子及び配当金につきましては、須崎市道の駅に450万円の出資をしており、元年度につきましても1株当たり1千円の配当がありましたので、90株の9万円の収入となっております。

また、3目財産貸付収入といたしましては、須崎斎場に設置しています自動販売機収入が4万5,828円となっております。

次に、5款繰入金につきましては、1項1目ふるさと市町村圏基金繰入金として、当初537万7,000円を見込んでおりましたが、高幡中学生海外研修事業の参加者が15名の定員のところ12名であったことや、広域観光事業の元年度実績の減額に伴い、繰入金227万5,186円となっております。

次に、2目の須崎斎場調整基金繰入金につきましては、元年度は、空調設備の改修等の大規模な工事があったため、5,266万5,398円の繰り入れとなっております。

続きまして、10ページ、11ページに移りまして、6款諸収入につきましては、1項1目、預金利子が283円。

2項1目の雑入につきましては、中学生海外研修事業の負担金が12名分240万円、雇用保険5,578円、婚活イベント開催経費助成金3万円の計243万5,578円の収入となっております。

以上、歳入合計2億822万5,069円となっております。

続きまして、12、13ページをご覧ください。歳出を説明いたします。

1款議会費ですが、7月と2月の議会定例会の運営費に関する経費で、支出額19万7,514円となっております。

次に、2款1項1目の一般管理費ですが、支出額は1,413万7,777円であり、内容は、組合の運営に関する経費でございまして、主に当事務組合事務局長の人件費に対する負担金と臨時職員の物件費、また財務書類の作成にかかる委託料等となっております。なお、各節ごとの内容につきましては、備考にお示しのとおりであります。

次に、14ページ、15ページ、2目ふるさと市町村圏事業費の支出額は8,206万7,891円となっており、主な事業としては、委託料にありますとおり、高幡婚活事業、青少年育成交流事業、中学生海外研修事業を行っております。

また、ふるさと市町村圏計画につきましては、元年度、2年度の2年間で策定していくものです。

そして、広域観光活性化事業につきましては、奥四万十観光協議会に負担金を支出をして行っております。

また、大きく決算額を押し上げた要因になりますが、積立金として、昨年12月に買替をしました国債の売却益6,015万3,425円に基金利息を加えて、6,036万2,705円をふるさと市町村圏基金に積み立てております。

次に16ページ、17ページ、3款民生費、1項1目介護認定総務費ですが、介護認定審査会に関する経費で、審査委員報酬、職員人件費、臨時職員の物件費等で1,786万1,331円となっております。

次に、18ページ、19ページ、2目障害認定総務費は、障害認定審査に関する経費で、審査委員報酬、臨時職員の物件費等の102万1,358円となっております。

次に、4款衛生費、1項1目須崎斎場運営費ですが、こちらは須崎斎場の運営に関する経費で、主な経費としては株式会社五輪への指定管理者委託料と老朽化に伴う設備更新と修繕で、9,293万9,198円の支出額となっております。元年度につきましては、従来から計画的に行っています火葬炉等の修繕に加え、空調設備改修工事4,656万3,000円、その設計監理委託326万円があったため、対前年と比較しまして、4,835万5,916円の増となりました。

次に、20ページ、21ページの、5款予備費につきましては、その支出がありません。

以上、歳出合計2億822万5,069円であります。

次に、22ページの実質収支に関する調書につきましては、歳入歳出とも2億822万5千円

で実質収支額は、ゼロとなっております。一般会計の方は以上です。

◎管理局长（柴野 博行 君）  
議長。

◎議長（中城 重則 君）  
はい、柴野管理局长。

◎管理局长（柴野 博行 君）

続きまして、23ページ、管理機構の特別会計決算についてご説明いたします。

令和元年度の決算額は、歳入歳出決算額ともに45,285,384円となりました。

24、25ページは歳入、26、27ページは歳出の款項別の予算額等を記載いたしておりますが、詳細は次の事項別明細書でご説明させていただきますので、合計だけ述べさせていただきます。

歳入、歳出とも予算現額4,900万円に対して、調定、収入済み及び支出済額ともに45,285,384円となりました。

28ページからの事項別明細書をご覧ください。

歳入ですが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は組合構成市町の負担金で予算額2,179万円に対し、調定、収入済額は1,955万2,498円。

第2款諸収入の第1項受託事業収入は、佐川町、越知町、土佐市の委託料ですが、予算額2,721万円に対し、2,521万2,314円。

第2項の預金利子は、1万円に対して279円。

第3項雑入は19万円に対して、52万293円となりました。雑入の内訳は備考欄に記載のとおりですが、昨年度、当機構が当番で実施しました、高知県徴収フォーラムと動産現地公売会の経費について、4機構で均等に負担するというふうにしておりまして、他の3機構からの負担金分49万3千円、それが主なものでございます。

合計で予算額4,900万円に対して、調定、収入済額ともに、4,528万5,384円となりました。

次に、30ページからの歳出ですが、第1款総務費は予算額4,880万円に対しまして、支出済額4,528万5,384円で、各節別金額は記載のとおりで、内容につきましては、備考欄に主な支出内容を記載いたしております。9節の旅費までは、記載のとおりで例年とほぼ同額ですが、11節需用費の消耗品費53万1千円のうち、主なものは法規追録等の書籍類の約23万円です。12節その他の役務費35万1千円は、預貯金の調査手数料や動産公売会のチラシ、広告折り込み、そういった手数料です。13節の委託料のシステム委託料のうち、43万円が動産公売会のシステムの委託料となっております。14節使用料及び賃借料は、滞納整理システム使用料が約200万円、他はコピー機の使用料と事務所借り上げ料となっております。18節備品購入費はパソコンです。

決算額では前年度より約380万円増となりますが、主な要因は19節の派遣職員人件費が、

前年度は独身ばかりでしたので、そういったことから約280万円の増と、その他、動産公売会、徴収フォーラム、そういった経費の増からなどです。

次に、第2款予備費20万円は不用となりました。

合計で予算額4,900万円、支出済額4,528万5,384円となっております。

次の34ページ、実質収支に関する調書は先程の歳入歳出額を千円単位で記載したものでございます。

なお、管理機構の事業実績は実績報告書の6ページ、また、提出議案の資料の3、4ページに機構実績の概要などを添付いたしておりますので、ご参照いただければと思います。

機構については、以上でございます。

◎事務局長（福井 弘樹 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

はい、福井事務局長。

◎事務局長（福井 弘樹 君）

それでは、35ページ、財産に関する調書をご覧ください。

1、公有財産、(1)土地及び建物ですが、土地につきましては、前年度より増減ございません。建物につきましては、前年度では、大野見青年の家と須崎斎場を財産としておりましたが、大野見青年の家につきましては、議会議決を経て平成31年4月1日に中土佐町に譲渡したため、木造延面積103㎡及び非木造延面積1,328.4㎡、延面積計で1,431.4㎡が元年度の減少となっております、それぞれの決算年度末現在高につきましても、その分減少しております。

(2)の出資による権利につきまは、前年度からの増減はなく、株式会社須崎市道の駅に1株5万円で90株450万円を出資しております。

2の基金につきましては、(1)の高幡広域ふるさと市町村圏基金は、前年度末現在高から5,741万7,363円の増、決算年度末現在高、12億211万7,832円となっております。

また、(2)の須崎斎場調整基金は前年度末現在高から2,503万2,260円の減となり、決算年度末現在高4千万円となっております。

なお、出納整理期間中において、空調設備改修工事の支払い等に充てるため、基金の取り崩しを行っております、5月末の現在高につきまは、913万5,223円となっているところです。

以上が財産に関する調書の報告となります。

なお、令和元年度7月定例会提出議案資料、及び令和元年度の事業報告としまして、主要な施策の実績報告書をお配りしておりますので、また参考にご覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案書の8ページに戻っていただきまして、議案第14号令和2年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)について、別冊のとおり提出するものでございます。

議案第14号別冊、令和2年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）をご覧ください。

既定の歳入歳出予算1億430万円を、歳入歳出それぞれ4,700万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億5,130万円とするものです。

次の2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正として、款項の区分ごとに補正前の予算額、補正額等を記載しております。

4ページ、5ページは事項別明細書、総括となっております。歳入としましては、1款の分担金及び負担金を補正前の額から、837万5,000円減額し、3,472万5,000円とし、5款の繰入金を補正前の額から、5,837万5,000円増額し、7,815万9,000円とし、6款の諸収入を補正前の額から300万円減額し、7,000円とし、4,700万円を増額するものです。

歳出としましては、2款の総務費を補正前の額から4,700万円増額し、8,715万5,000円とするものです。増額に係る財源としまして、その他を300万円の減額、一般財源を5,000万円増額とするところです。

補正予算の詳細につきましては、6ページから説明をさせていただきます。

まず歳入になりますが、1款分担金及び負担金、1項1目組合運営費負担金、4節須崎斎場負担金を837万5千円減額するものです。これは須崎市、津野町の2市町の負担金837万5千円を当初予算計上しておりましたが、令和元年度の決算によりまして、須崎斎場調整基金は、913万5,223円となりましたので、負担金の徴収は行わず、従来どおり須崎斎場調整基金の取り崩しにより対応するものでございます。

次に7ページですが、5款繰入金、1項1目ふるさと市町村圏基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策、観光産業として、奥四万十・じも旅キャンペーンを8月1日から高幡圏域で実施するために、緊急に財源を確保する必要がありましたので、5,000万円の増額をするものです。

2目の須崎斎場調整基金繰入金につきましては、先に説明しました須崎斎場負担金で減額した額を、財源置き換えするものであり、837万5千円を増額するものです。

次に8ページをご覧ください。6款諸収入、2項2目雑入につきましては、本年度の中学生海外研修事業は、新型コロナウイルス感染症の世界的な情勢により中止しましたので、海外研修参加者負担金300万円を減額するものです。

次に9ページをご覧ください。2款総務費、1項2目ふるさと市町村圏事業費につきましては、2,608万円を当初予算計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症によりまして、中学生海外研修事業、青少年育成交流事業を中止しましたので、その所要の額を1,043万9,000円減額し、新たに奥四万十・じも旅キャンペーンに係る経費として、奥四万十・じも旅キャンペーン業務委託料743万9,000円、奥四万十・じも旅キャンペーン負担金5,000万円を増額し、補正額4,700万円、補正後の額を7,308万円とするものであります。

18節の負担金につきましては、奥四万十・じも旅キャンペーンは、販売価格5千円で総額1万円の利用が可能となるクーポンを考えておりますので、この差額のプレミアム分5千円、発行数1万セットの5,000万円につきましては、負担金として計上するものです。

12節の委託料、奥四万十・じも旅クーポンキャンペーン業務委託料につきましては、クーポン券、チラシ、シール、のぼり旗等の印刷や、今回のキャンペーンに参加いただく宿泊施設、観光施設、飲食店等の加盟店等への振込手数料、販売所への販売手数料、その他事務費を包括しての業務委託料となります。

なお、業務の委託先、受託事業者は、非営利の任意団体であります、奥四万十観光協議会により行う予定ですので、直接の経費以外は発生せずに業務を行っていただきます。

次に、10ページをご覧ください。令和2年度一般会計関係市町別負担金変更表になります。組合維持管理関係負担金、介護認定審査負担金、障害支援区分認定等審査会関係負担金については、変更はありません。須崎斎場関係負担金につきましては、令和元年度の決算によりまして、須崎斎場調整基金をもって対応が可能となったことから、その負担金を減額するものです。

次の11ページは、ふるさと市町村圏事業費の個別の明細となっております。

以上が、7月議会への上程議案です。よろしくお願いいたします。

◎議長（中城 重則 君）

はい、以上で説明は終わりました。

ここで、監査の結果について、監査委員から報告を願います。池田三男監査委員。

◎9番（池田 三男 君）

議長。それでは監査報告を申し上げます。

去る6月24日に高幡広域市町村圏事務組合の事務所におきまして、梶原町の吉田町長さんと、令和元年度に執行されました事務事業につきまして、事務局の説明のもと、監査を行いました。

その際、令和元年度歳入歳出決算とその添付書類につきまして、保管の諸帳簿及び証票書類と照合したところ、計数には誤りはなく、正確でありまして、適正に予算の執行等の事務処理がされていることを認めましたので、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

◎議長（中城 重則 君）

これより議案第12号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。

これより議案第12号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり承認をされました。

これより議案第13号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。

これより議案第13号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

ここで、暫時休憩をします。

（ 休憩 ）

◎議長（中城 重則 君）

正常に復します。

これより議案第14号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。

これより議案第14号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、これより副管理者の選挙を行います。

副管理者の任期は、令和2年7月12日までとなっておりますので、副管理者の選挙を行うものであります。

選挙の方法は、いかがいたしましょうか。

（協 議）

◎議長（中城 重則 君）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦によりたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。



(異議なし)

◎議長 (中城 重則 君)

ご異議なしと認めます。従って選挙の方法は、指名推薦とすることに決しました。

お諮りをいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長 (中城 重則 君)

ご異議なしと認めます。従って議長において指名することに決しました。

副管理者に、中尾博憲さんを指名したいと思います。

お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました、中尾博憲さんを副管理者の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長 (中城 重則 君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただ今指名いたしました中尾博憲さんを副管理者の当選人に定めることに決定をいたしました。

ただいま副管理者に当選されました、中尾博憲さんは議場におられます。会議規則第23条の2項に規定により、当選の告知をいたします。

ここで、中尾博憲さんから、副管理者当選の承諾並びにごあいさつをお願いします。

◎副管理者 (中尾 博憲 君)

はい。改めまして、副管理者に当選賜りました、四万十町長の中尾でございます。様々な課題が多い中で、管理者をしっかりとサポートさせていただきながら、高幡圏域の益々の発展に、微力ではございますけれども、引き続いてどうかよろしく願い申し上げます。

( 拍手 )

◎議長 (中城 重則 君)

はい、ありがとうございました。

以上で本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

管理者からごあいさつがあります。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）  
議長。

◎議長（中城 重則 君）  
楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）  
はい。閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日、ご提案申し上げました議案につきましては、それぞれご審議をいただき、適切なお決定を賜りましてありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

まもなく、この梅雨も上がり、日増しに暑くなってまいります。なにとぞご自愛のうえ、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

◎議長（中城 重則 君）  
どうもありがとうございました。  
これをもって、令和2年7月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高幡広域市町村圏事務組合議会議長

高幡広域市町村圏事務組合議会議員

高幡広域市町村圏事務組合議会議員